



「たかが名簿」が命取り？ 株主名簿管理の落とし穴

資料作成：弁護士 森中 剛

目次

■ 1. はじめに	2
■ 2. 株主名簿について	2
■ 3. 株主名簿管理の重要性①	3
■ 4. 株主名簿管理の重要性②	4
■ 5. 株主名簿管理の重要性③	5
■ 6. まとめ	6
■ 7. 実務負担を軽減する「株主管理システム」のご案内 (PR)	6

「たかが名簿」が命取り？ 株主名簿管理の落とし穴

■ 1. はじめに

皆さまは、自身の会社の株主名簿を見たことがありますか？

株主名簿の管理は、貴社の経営や、将来的な事業承継等の際に非常に重要な要素となります。

■ 2. 株主名簿について

(1) 株主名簿とは

株主名簿とは、読んで字のごとく、株主のことを記載した名簿のこと
で、法律上、株式会社は、株主名簿を作成する義務があります（会社法1
21条柱書）。

そして、株主名簿には、①株主の名称及び住所、②株主の有する株式の
数、③株主が株式を取得した日及び④株券発行会社である場合には、株券
の番号を記載しなければならないとされています（会社法121条1号か
ら4号）。

(2) 株主に移動があった場合

株主が、株式を譲渡したり、相続などにより承継したりした場合等、株
主に変更があった場合には、新たに株主となった者は、会社に株主名簿の
書換を請求することができます（会社法133条1項）。

そして、株主名簿に記載されないと、当該会社及び第三者に対して、株
主であることを対抗することができません（会社法130条1項）。

他方で、会社は、一定の日（基準日といいます。）を定めて、その日に株
主名簿に記載されている株主を、配当の受け取り、株主総会での議決権の
行使等、株主の権利を行使することができる者と定めることができますの
で（会社法124条1項）、株主の移動についても、正確に株主名簿に反映
させることが重要です。

(3) 株主名簿の備置及び閲覧請求

株式会社は、株主名簿を本店に備え置かなければならないとされており
（会社法125条1項）、株主及び会社の債権者は、株式会社の営業時間内

は、会社に対し、請求の理由を明らかにして、株主名簿の閲覧、謄写を請求することができます（会社法125条2項）。

これに対して、請求を受けた会社は、原則として請求に応じて閲覧、謄写させなければならないが、法で定める事由がある場合に限り、これを拒否することができます（会社法125条3項）。

（４）株主名簿の管理を怠った場合

株主名簿に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をした場合、株主名簿を本店に備え置いていない場合、100万円以下の過料に処せられる場合があります。

過料は、行政上の罰則で、刑事罰ではありませんので、前科はつきませんが、会社の信用にも関わりますし、また決して小さな金額ではありませんので、処せられないに越したことはありません。

（５）株主名簿のひな形

株主名簿は、決まった書式などはありませんが、以下のような表で作成されることが多いです。

したがって、株主や債権者から、いつ株主名簿閲覧・謄写請求がきてもいいように、本店に備え置いておく必要があります。

株主名簿						
令和〇年〇月〇日現在						
番号	氏名又は名称	住所	株式の種類	株式数	取得年月日	備考
1	〇〇 〇〇	〇〇・・・	普通	1,000	令和〇年〇月〇日	取得
2	〇〇 〇〇	〇〇・・・	普通	1,000	令和〇年〇月〇日	取得

■ 3. 株主名簿管理の重要性①

（１）定時株主総会における権利行使株主になること

上記でも説明したとおり、会社は、基準日に株主名簿に記載されている株主を、定時株主総会で権利行使できる株主と定めることができます。

つまり、定時株主総会で、議決権を行使し、取締役を再任したり、配当を決定したり、退職慰労金の支給を決定したりすることができる株主とするということです。

また、当然のことながら、株主総会の招集通知も、株主名簿に記載された株主に送付することとなります。

(2) 適切な管理を怠ってしまった場合

例えば、基準日前に株式譲渡が行われていたのに、株主の移動が株主名簿に反映されていなかった場合や、実際は、株主は変更されていないにもかかわらず、虚偽の株主名簿書換請求に応じてしまい、株主でない者が株主として株主名簿に記載されてしまった場合など、場合によっては、それらの株主が関与して行われた株主総会決議については、総会決議取消訴訟、総会決議無効確認訴訟等の対象となり、裁判所の判断によっては、総会決議が取り消されたり、総会決議が無効となったりする可能性もあります。

また、上記のとおり、株主総会の招集通知を本来の株主に送付していなかった場合、招集手続が違法ということになり、こちらも株主総会決議取消事由となる可能性があります。

(3) まとめ

このように、株主名簿の管理を怠ったことにより、会社にとって、おおきな問題が発生してしまうことがあります。

■ 4. 株主名簿管理の重要性②

(1) 平時の管理の重要性①

非公開会社の場合、株式の譲渡はあまり想定されていませんので、おそらく、会社設立時に作ってそのままという会社も結構存在していると思います。

しかし、株主が亡くなった場合には、原則として、相続人が株式を相続して、株主となりますので、相続人の請求により、株主名簿を書き換えることとなります。

ところが、相続人は、そのような手続きを知らずに放置している場合も散見されます。

このような場合には、会社側から相続人に働きかけて、株主名簿書換請求をしてもらうよう促す、他の既存株主に譲渡してもらう、会社で買い取る等の措置を講じなければなりません。

(2) 平時の管理の重要性②

非公開会社であっても、株式譲渡自体は可能です。

ただし、非公開会社の場合、定款に、「株式譲渡について会社の承認を要する。」との定めがあり、原則として、取締役会設置会社では、取締役会の承認が必要となり、取締役会非設置会社では、株主総会の承認が必要となります（会社法139条1項）。

非公開会社では、人的な信頼関係のある人だけを株主としたいとの要請

から、このような譲渡制限が規定されており、仮に、会社が望まない人物が株主になろうとした場合には、株式譲渡を承認しないという決定をすることも可能です。

この場合には、会社自ら、その株式を買い取るか、既存の株主等に株式を買い取らせることができますが（会社法140条）、その手続や、買取価格の決定等、相当複雑な手続になっております。

もし、いずれかの株主が、その株式を第三者に譲渡したいとなった場合には、会社として、どのような手続をとる必要があるか、どのような対応をするのか等、専門家等と相談のうえ、あらかじめ社内規定を作ったり、マニュアルを作成したりしておくなどの対応をしておくことが望ましいです。

この場合にも、株式譲渡、承認請求を受けた場合の対応の判断材料として、株主名簿の確認を行うこととなると思いますので、株主名簿をしっかりと管理しておくことが重要となります。

(3) まとめ

平時でも、株主名簿が、現状の株主構成と合致しているかどうかを管理しておくことは非常に重要となります。

■ 5. 株主名簿管理の重要性③

(1) M&A

M&Aとは、いわゆる企業買収のことです。

最近では、中小企業のM&Aも一般的になりつつあり、単に事業拡大のためだけでなく、後継者不足問題への解決の手段としても使われるようになってきております。

買手側は、M&A契約を締結する前に、売手企業の中身を調査するために、秘密保持契約を締結したうえで、各種のデューデリジェンスというものを行います。

デューデリジェンスとは、適正評価手続とか、買収監査などと呼ばれていますが、弁護士が、売手側の会社に法的なリスクや問題がないか調査したり、公認会計士が、適正な売却価格を算定するための企業価値を調査したりする手続です。

このデューデリジェンスの際、弁護士は、必ず株主名簿の提出、これまでの株主の異動の履歴の開示を求めます。

これらの資料は、現在の株主が、正当な会社の株主であるかどうかを調査し、M&Aを行うことについて、障害となる事情がないか判断するために必要となるからです。

そして、これらの資料がしっかりと管理されていないと、弁護士としては、リスクがあると買手側に報告する可能性が高いです。

(2) 投資等を受ける場合

中小企業においては、資金調達の方法としては、金融機関からの融資が一番多いと思いますが、最近では、株式投資により資金調達を行う会社も増えています。

この投資を受ける場合にも、当然のことながら、株主名簿の提出を求められることとなります。

投資をする側としては、誰がどのような割合で株式を保有しており、自身が株主となった場合に、どの程度の保有割合になるのかについて等が投資を実行するか否かの判断要素となるからです。

この場合にも、上記同様、株主名簿がしっかりと管理されていないと、ネガティブな判断になりかねません。

■ 6. まとめ

以上のとおり、株主名簿は、すべての株式会社に作成する義務があり、また、その適切な管理は、非常に重要です。

ただ、中小企業では、その重要性があまり認識されておらず、ほとんど見たことがない方もいらっしゃるかもしれませんので、これを機会に、一度、貴社の株主名簿についてご確認いただくとよいかもしれません。

■ 7. 実務負担を軽減する「株主管理システム」のご案内 (PR)

本レポートで解説したとおり、株主名簿の不備は100万円以下の過料や、M&A・投資を受ける際の大きなリスクに直結します。しかし、これらを全て手作業で、かつミスなく管理し続けるのは容易ではありません。

日本法令の「株主管理システム」は、こうした法務リスクを実務面から解消するために開発されました。

特長

- ・会社法第121条に基づいた正確な名簿作成をサポート
- ・名簿更新から配当金計算、支払依頼までシステム内で完結
- ・手計算や手書きによる人的ミスを排除し、事務の合理化を実現

貴社のガバナンス強化と業務効率化の両立に、ぜひお役立てください。

URL: <https://www.horei.co.jp/kabunushi231/>



【著者プロフィール】森中 剛（もりなか こう）



第二東京弁護士会所属。一橋大学法学部法律学科卒業。

裁判官を退官後、福岡県にて弁護士登録。2020年 Authense 法律事務所入所。事業承継や M&A のほか、事業再生を含む倒産法の分野にも造詣が深い。顧問弁護士として予防法務のみならず、裁判官の経験を活かした訴訟対応も得意としている。損害保険・労働分野にも精通しており、幅広い法律問題をオールラウンドに取り扱うことに加え、長年取り組んできたサッカーの経験から、スポーツ法務などの新たな分野にも意欲を持つ。

中小企業だけでなく大企業や公的企業の顧問実績を有し、その見地から多面的かつ実践的なアドバイスを提供。企業が直面する多様なビジネス課題に対する確な解決策を提案し、支援を行っている。

本レポートにつきましては万全を期して作成しておりますが、ご利用の結果に関しては一切の責任を負いかねますのでご了承ください。また、本レポートを無断で複製または掲転載することを禁止します。

資料提供：第一生命・損保ジャパン サクセスネット事務局
